

## 成瀬ダム裁判・控訴審判決について

〒019-0513 秋田県横手市十文字町植田字一ツ屋7 1  
成瀬ダム訴訟原告団・代表 奥州光吉

成瀬ダム裁判控訴審判決は私たち原告にとって誠に残念なものでした。秋田県の人口減少や財政の現実を直視することなく、行政サイドに偏った判決と言わざるを得ません。しかし、今後については、私たちの力量や自然環境、公共事業をめぐる情勢などから総合的に考え、上告しないことにしました。

裁判を通じて、成瀬ダムの問題が少なからず明らかになったことは良かったと思っておりますが、私たちの提訴とほぼ時期が同じだった、(ダム見直しを掲げた) 民主党政権の政策執行が不徹底だったことも影を落としました。率直に言ってダム問題で世論が前進しているとは言えない状況で、一層厳しい判断が予想される最高裁に上告することは得策ではないと考えました。

今後については、

- ① 成瀬ダムにかかわる行政の在り方について、引き続き適切な批判と改善の提案を行う
- ② ダム型式が変更になった成瀬ダムの安全性について、さらに勉強を深め随時追及を行う
- ③ 現地の自然について引き続き調査し、その価値を広く県民の皆さんにアピールする等の活動を行ってまいります。

これまで、裁判の主体となっていた原告の皆さんや支援していただいた県民の皆さんに感謝するとともに、引き続き全国の仲間と連帯し活動を継続していく次第です。

以上